

各 位

一般社団法人 太田労働基準協会 会長
館林労働基準協会 会長

職長等現場監督者安全衛生教育のご案内

労働安全衛生法第60条により、事業者は労働者を直接指導又は監督する者に対して、法に定められた内容の安全衛生教育を行わなければならないことになっております。(「職長教育」という) つきましては、事業者に代わり当協会にて下記により実施しますので、該当者の受講をお勧めいたします。

記

1. 開催月日と会場

月 日	時 間	会 場
10月22日(土)	9:00～16:45	太田労働基準協会2階講習室 太田市飯塚町87-1
10月23日(日)	9:00～16:45	

※終了時刻は確認テスト等により多少前後致します。

2. 受講指定業種と対象者

・建設業、製造業(食料品・たばこ製造業、繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業を除く)、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業で新たに職長になった者、職長に就くことが予定されている者、現に職長で本教育の未受講の者。

※但し、上記除外業種のうち、化学調味料・動植物油脂製造・繊維染色整理業セロファン製造業は受講が必要である。

3. 申込方法

①受講人数を電話等で協会へ連絡し、仮予約をお取りください。

②右面の申込書に必要事項を記入・押印の上、下記のいずれかの方法でお申し込み下さい。

(ア)申込書と受講料を当協会窓口へ持参。 (イ)申込書と受講料を現金書留で郵送。

(ウ)申込書を郵送し、受講料を下記の指定口座へ振込む。(振込手数料は自己負担)

(イ)と(ウ)の場合は、郵送する際に84円切手を貼った返信用封筒(受講券の送付用)を

同封して下さい。尚、申込書はA5ではなくA4サイズでお願い致します。

※ 受講料は、講習日の1週間前までに支払いを済ませるようお願い致します。

※ 講習日1週間以降のキャンセルによる受講料の払い戻しは致しませんので、ご了承ください。

※ 外国人の方が受講する場合は各協会にて注意事項を詳しく聞いてください。

振込先

群馬銀行 太田支店 普通 2143059 一般社団法人 太田労働基準協会
シャ) オオタロウドウキジュンキョウカイ

4. 募集人員 60名 (早急に定員に達する恐れがありますので、受講される場合は、
確実な員数を電話等で事前にご連絡ください)

5. 受講料 会員 11,000円 内訳 10,000円(消費税1,000円)

テキスト代 無料

非会員 11,880円 内訳 10,000円(消費税1,000円)

テキスト代 800円(消費税80円)

※ 会員とは群馬県内のいずれかの労働基準協会へ加入している会員です。

6. 申込締切日 申込は定員になり次第、又は開催日7日前に締め切ります。

7. 申込先 一般社団法人 太田労働基準協会 TEL0276-46-5774・fax0276-46-1544

館林労働基準協会 TEL0276-72-8890・fax0276-70-7622

8. その他 修了者には、修了証を発行致します。

9. 注意 遅刻は認められませんので、ご注意下さい。

※マスクの着用・検温・消毒・セルフチェック、3密防止へのご協力をお願いします。

以上

職長等現場監督者安全衛生教育受講申込書

受講番号	氏名(ふりがな)	生年月日	住 所
		昭和・平成	現住所
		年 月 日	
		性 別	TEL
		男・女	
		昭和・平成	現住所
		年 月 日	
		性 別	TEL
		男・女	
		昭和・平成	現住所
		年 月 日	
		性 別	TEL
		男・女	
		昭和・平成	現住所
		年 月 日	
		性 別	TEL
		男・女	

*受講番号は記入しないでください。

担当者名() TEL _____

上記のとおり申込みます。

事業場名

所在地

代表者

印

※修了証に旧姓または通称の併記をご希望される方は、下の [] にご記入の上、住民票等公的な確認書類を添付して下さい。

旧姓 [] 通称 []

* 下記申込方法の該当項目の口内に、レ点を入れて提出して下さい。

- 会員、・県内の他協会(協会名:)、 非会員
 協会へ支払い、 現金書留、 銀行振込み

一般社団法人 太田労働基準協会会長殿
 館林労働基準協会会長殿